

容器包装リサイクル法に基づく平成 26 年度以降の 5 年間についての分別収集見込量の集計結果について

○環境省では、容器包装リサイクル法に基づく平成 26 年度を始期とする 5 年間の市町村分別収集計画の策定状況について取りまとめました。

市町村分別収集計画は、3 年ごとに、5 年を 1 期とする計画を策定することとされており、平成 9 年度を始期とする 5 年間の計画（第 1 期分別収集計画）以降、平成 23 年度を始期とする 5 年間の計画（第 5 期分別収集計画）まで、6 回にわたり策定されてきました。今回、平成 26 年度を始期とする第 7 期分別収集計画が策定されたものです。

○第 7 期分別収集計画を策定した市区町村数は 1,740 市区町村（特別区を含む。全市区町村数 1,741 の 99.9%）となり、今後 5 年間において、ほぼ全ての市町村が、いずれかの容器包装廃棄物の分別収集を行う見込み。

○平成 9 年度から分別収集・再商品化の対象となっているガラス製容器及びペットボトルについては、引続きほとんど全ての市町村が分別収集を実施する見込み。

- ・ペットボトル

平成 26 年度：1,683 市町村(96.7%) → 平成 30 年度：1,689 市町村(97.0%)
分別収集見込量 300 千トン → 分別収集見込量 302 千トン

○平成 12 年度より開始されたプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集は、今後 5 年間でさらに拡大する見込み。

- ・プラスチック製容器包装

平成 26 年度：1,367 市町村(78.5%) → 平成 30 年度：1,390 市町村(79.8%)
分別収集見込量 759 千トン → 分別収集見込量 775 千トン

- ・紙製容器包装

平成 26 年度：842 市町村(48.4%) → 平成 30 年度：867 市町村(49.8%)
分別収集見込量 132 千トン → 分別収集見込量 139 千トン